

イコモスの評価結果及び勧告の概要

(「百舌鳥・古市古墳群」)

① 顕著な普遍的価値（OUV）について

百舌鳥・古市古墳群における45件49基の構成資産は、傑出した古墳時代の埋葬の伝統と社会政治的構造を証明しており、一連の資産は顕著な普遍的価値を証明していると考ええる。

② 完全性について

イコモスは、完全性の状態は45件49基の構成資産ごとに異なるものの、概ね担保されていると考ええる。

③ 真実性について

古墳の歴史性や保存状況にもとづき、真実性は満たされていると考えるが、その程度には多様性が認められる。

④ 比較研究について

イコモスは、比較研究は適切であると考ええる。

⑤ 評価基準の適用について

・基準（iii）について

イコモスは、本推薦資産がこの評価基準に適合していると考ええる。

・基準（iv）について、

イコモスは、本推薦資産がこの評価基準に適合していると考ええる。

⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は、都市における開発圧力であると考ええる。管理体制の文脈において、遺産影響評価*の仕組みを整える必要がある。また、自然現象による古墳への影響もまた懸念される。

*遺産影響評価：世界遺産の資産・緩衝地帯の範囲内外において事業が計画された際にその影響を評価すること

⑦ 保存管理について（資産範囲，緩衝地帯（バッファー・ゾーン），保護措置，管理運営）

イコモスは、各資産及び緩衝地帯は、適切な範囲が法的に保護されていると考える。保存・管理体制は適切であるが、国・自治体・個人・地域共同体といった様々な主体間の調整が肝要である。モニタリグ体制は適切であるが、古墳の状態について墳丘に影響しない手法により定期的にモニタリングする必要がある。また地域コミュニティが保存・管理体制に主体的に参画できるよう図るべきである。

⑧ 勧告

イコモスは、評価基準(iii)及び(iv)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 構成資産における無形的な側面に関する記録を継続すること。
- b) 構成資産 20（御廟山古墳）の国レベルでの保護措置と、構成資産 44（峯ヶ塚古墳）の緩衝地帯についての範囲に関する調整を終えること（*）。
- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成すること。
- d) 墳丘の構造的安定性を評価するための方法について検討すること。
- e) 管理システムにおける地域住民の関与の在り方について検討すること。
- f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とその手段について検討すること。
- g) 計画されているガイダンス施設（堺市）の遺産影響評価について、世界遺産の顕著な普遍的価値の言及に基づき、より検討を深めること。
- h) 全ての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。
具体的には、自転車博物館、大仙公園基本計画、南海高野鉄道の高架事業等。
- i) 世界遺産条約の作業指針の 172 項に基づき、構成資産に影響をもたらす可能性のある全ての主要な事業については世界遺産センターに情報提供をすること。

（* 構成資産 20 については平成 30 年 10 月に史跡の追加指定を完了している。
また、構成資産 44 については関連自治体にて協議中である。）